

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例（平成26年6月6日京都市条例第 2 号）

（建設局都市整備部南部区画整理事務所）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域を変更する等の必要があるため、次のとおり京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正することとしました。

- 1 当該事業の施行地区を縮小し、当該施行地区に含まれる地域を20箇町から17箇町に変更する。
- 2 1に伴い、土地区画整理審議会の委員の定数を15人から10人に、学識経験委員の数を3人から2人に変更する。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地
区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月6日

京都市長 門川大作

京都市条例第 2 号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地
区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地
区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「19箇町」を「16箇町」に改める。

第3条中「，同区横大路北ノ口町，同区横大路神宮寺，同区納所和泉屋，同区納所中河
原及び同区納所岸下」を「及び同区横大路北ノ口町」に改め，「同区横大路西海道」の右に
「，同区横大路神宮寺」を加え，「，同区横大路富ノ森町」を削り，「同区納所星柳」の右
に「，同区納所和泉屋」を加え，「同区納所外島」を「同区納所岸下」に改める。

第8条第1項中「15人」を「10人」に改め，同条第2項中「3人」を「2人」に改
める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

（建設局都市整備部南部区画整理事務所）